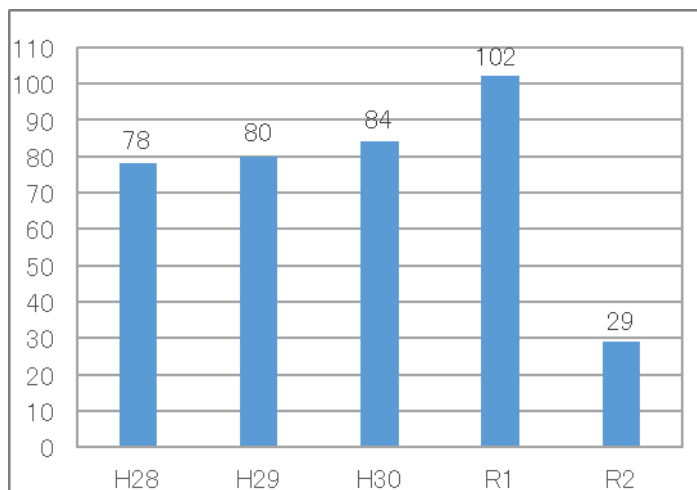


## 高額水回り修理 注意

排水管やトイレの詰まり、水漏れの修理工事をチラシやインターネットなどで見つけた業者に依頼したところ、高額な修理費用を請求されたり、見積もり額が高かったため修理を断ると高額な手数料を請求されたりといったトラブルが急増しています。

- ▼電話帳の広告にあった業者に、洗面台下の水漏れ修理を依頼した。口頭で安い金額を提示され依頼したがその価格の工事では修理できなかった。「このままでは床も悪くなる」と言われ、検討する間もなく40万円の修理を契約させられたが、ずさんな工事内容だった。(60代・男性)
- ▼トイレが詰まり、インターネットで見つけた「出張費・見積り無料」と書かれた業者に電話をした。業者は見積もり書も出さずあいまいな金額を告げただけで、私の意向を聞かないまま大掛かりな作業を行った。作業後に50万円ほど請求されて支払ったが、いまだに詰まりは解消していない。返金してほしい。(50代・女性)
- ▼蛇口の水漏れ修理の見積もりを「見積もり無料」と書かれたポスティングチラシの業者に依頼した。訪問した業者は見積もりのためと言って勝手に蛇口を取り外し「給水設備の交換が必要だ」と言って、50万円の見積もりを出した。工事を断ると、蛇口の取り外し料2万円を請求された。(70代・女性)

水漏れ、トイレの詰まりなどの緊急を要する突然の事態には、慌てて見つけた業者に依頼してしまいがちです。チラシやインターネットの広告に表示されている価格や電話で説明された料金をうのみにしないようにしましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた衛生設備に関連する相談件数 (R2は9月末時点)

「とりあえず現場を確認する」などと言って来訪した業者に契約をせかされても冷静に判断し、納得できない料金やサービス内容を提示された場合には、契約しないようにしましょう。

契約をしても一定の期間内であれば、クーリングオフや契約の取り消しなどができるケースもあります。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし) 188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。